

平成25年度

宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書



宗像市子どもの権利救済委員  
むなかた子どもの権利相談室  
(ハッピークローバー)

## はじめに（巻頭言）

宗像市子どもの権利代表救済委員

小坂 昌司

平成24年4月1日に宗像市子ども基本条例が施行されました。この条例は、宗像市に住むすべての子ども達が、自分らしく幸せに生活し、成長していくことができるように、子どもに保障される様々な権利を定めています。

そして、権利保障を確実なものとするために、平成25年4月から、子どもが気軽に相談でき、必要に応じて子どもに寄り添って問題を解決する制度として、子どもの権利救済機関が活動を始めました。子どもの権利救済機関の1年間の活動状況をまとめたのが、この報告書です。

権利救済機関の具体的なとりくみは報告書の本文で説明しているとおりですが、2名の相談員が子どもに関する相談を受け、必要に応じて3名の権利救済委員と相談員とが協議し、子どもからの相談内容を共有して解決方法を考え、権利救済のための調整活動を行っています。

初めて制度を担当する者として、この1年間は権利救済委員と相談員とで試行錯誤しながらのとりくみとなりましたが、おかげさまで、権利救済制度のとりくみは、子どもにかかわる関係機関や市民の皆様からも理解いただき、一定の役割を果たすことができたと考えています。権利救済制度へのご理解、ご協力にお礼を申し上げます。

ただ、宗像市の中には、権利をおびやかされながらも、誰にも相談できずに一人で悩んでいる子どもたちがいるかもしれません。また、私たちが考える権利救済の進め方が、本当に子どもたちのためになっているのかどうかの確証もありません。

権利救済制度は始まったばかりです。これから、よりよい活動としていくために、宗像市の多くの皆さまのご意見をいただきながら検証していくことが必要です。そのためにも、ぜひ、この報告書に目を通していただき、ご意見や感想などをお寄せいただくようお願いいたします。

# も く じ

はじめに（巻頭言）

宗像市子どもの権利代表救済委員 小坂 昌司

## 1. 宗像市子どもの権利救済制度について

(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的	1
(2) 宗像市子ども基本条例の特徴及び推進体制	2
(3) 宗像市子ども基本条例に基づく各施策	3
(4) 宗像市子どもの権利救済・回復のしくみ	5
(5) 宗像市子どもの権利救済委員・相談員	6

## 2. 子どもの権利救済活動の概況について

(1) 月別相談件数（実件数・延件数）	7
(2) 相談者別件数（実件数・延件数）	8
(3) 相談対象者別学年別相談件数（実件数）	9
(4) 継続回数別相談件数（実件数）	10
(5) 主訴別相談件数（実件数・延件数）	11
(6) 主訴別相談者別相談件数（実件数）	12
(7) 子どもからの主訴別年代別相談件数（実件数）	13
(8) 曜日別相談件数（実件数・延件数）	14
(9) 時間帯別相談件数（実件数・延件数）	15
(10) 相談方法別相談件数（実件数）	16
(11) 救済申し立て・発意件数	16
(12) 特徴と傾向	17

## 3. 子どもの権利救済活動の実際について

(1) 相談・助言・支援	18
(2) 救済申し立て・発意	18
(3) 救済委員会議報告	19

## 4. 広報・啓発活動

(1) リーフレット・カードの配布	21
(2) 小中学校での広報・啓発活動	23
(3) 愛称募集の取り組み	24
(4) 「はびくろ通信」の発行	26
(5) その他の活動	28

## 5. 子どもの権利救済委員からのメッセージ

「一年間の振り返りとこれからの目標」	小坂昌司代表救済委員	29
「子どもの権利救済と子どもの権利啓発を旨として」	山本裕子救済委員	30
「価値観（カチカン）」	市川雅美救済委員	31

## 6. 資 料

・ 宗像市子ども基本条例	32
・ 宗像市子ども基本条例施行規則	42
・ 平成25年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿	51

# 1. 宗像市子どもの権利救済制度について

## (1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的

### ① 経緯

平成 22 年 4 月	市長選挙のマニフェストで、条例制定を公約
平成 22 年 7 月 29 日	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案策定を諮問
平成 23 年 4 月	子ども部新設
平成 23 年 9 月 20 日	宗像市次世代育成支援対策審議会から、中間答申書が提出される。
平成 23 年 10 月	パブリック・コメントの実施（1ヶ月間）
平成 23 年 12 月 19 日	宗像市次世代育成支援対策審議会から、最終答申書が提出される。
平成 24 年 3 月	宗像市議会において、全会一致で条例案が議決される。
平成 24 年 4 月 1 日	条例施行。子どもの権利救済制度は、平成 25 年 4 月 1 日施行となる。
平成 25 年 4 月 1 日	全面施行。子ども相談センター開設（同センター内に子どもの権利相談室と家庭児童相談室を併設）

### ② 目的

- ◆ 大人の果たすべき役割を明確にし、子どもの権利を守っていく。
- ◆ 将来にわたって子どもの権利の普及・啓発を行い、家庭・地域・学校など、子どもが育つ全ての場面において、きちんとした理念のもとに子どもを育成することができるようにする。
- ◆ 宗像市の子ども施策の法的根拠とする。

### ③ 子どもや市民意見の反映

#### ○ 意見交換

##### ● 子どもとの意見交換

審議会の委員と小学生から高校生までの 16 人の子どもと座談会形式で意見交換を実施しました。



##### ● 子どもに関わる団体との意見交換

審議会の委員と 5 団体 9 人の方と意見交換を実施しました。

#### ○ アンケート調査

##### ● 宗像市子どもまつりの会場での調査

毎年 11 月 3 日に開催している宗像市子どもまつりにおいて、子どもと大人それぞれを対象にしたアンケートを実施し、子ども 244 人、大人 252 人から回答を得ました。

#### ○ 学校における調査

小学 5 年生及び中学 2 年生全員を対象にアンケートを実施しました。

- 市民アンケートでの調査  
「子どもの権利条約」の認知度調査を実施。結果は次のとおりです。  
内容まで知っている 9% 名前だけ知っている 55% 知らない 36%
- 意見募集
  - 広報紙での市民意見募集  
6人の市民と2つの団体から、計41項目の意見が提出されました。
  - パブリック・コメント  
平成23年10月1日～31日までの期間で実施し、15通127件の意見が提出されました。パブリック・コメントの実施に当たっては、並行して説明会を実施し、条例制定の趣旨及び内容について周知を図りました。

## (2) 宗像市子ども基本条例の特徴及び推進体制

### ① 特徴

- 「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、救済制度を設けていること。
- 「子どもの権利」「健全育成」「子育て支援」を盛り込んだ総合条例

#### ○ 子どもの権利

- ◆ 安心して生きる権利 : あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないことなど
- ◆ 自分らしく生きる権利 : 個性が尊重され、その個性を伸ばすことなど
- ◆ 豊かに育つ権利 : 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと、学ぶこと、遊ぶことなど
- ◆ 意見を表明する権利 : 自分の気持ち又は考えを表現し、尊重されること年齢に応じて、意思決定に参加することなど
- ◆ 子どもの役割 : 自分の権利が尊重されるのと同様に、他人の権利を尊重するように努めなければならないことなど

#### ○ 大人の責務

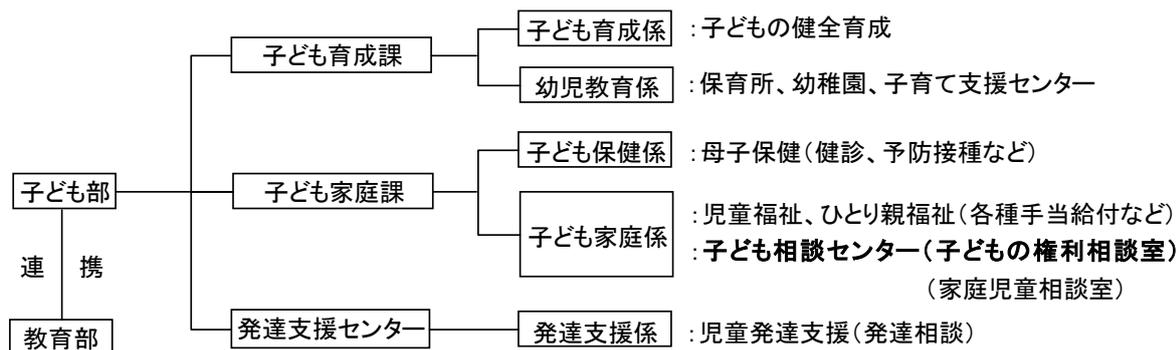
- ◆ 保護者の役割 : 子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならないことなど
- ◆ 市民等の役割 : 地域の行事、運営について、子どもが考えを表明又は参加する機会を設けるよう努めなければならないことなど
- ◆ 子ども関係施設の役割 : 子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならないことなど
- ◆ 市の役割 : 虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。被害を受けた子どもを発見した場合、その保護・救済に努め、支援をしなければならないことなど

○ 子どもにやさしいまち

- ◆ 施策の推進（行動計画の策定など）
- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 子どもの意見表明の機会の提供
- ◆ 子育て支援
- ◆ 健全な発達を阻害する環境からの保護

② 推進体制

平成 23 年 4 月、市長部局に子ども部を新設。学校教育を除く子ども施策の一本化を行った。現在の庁内の推進体制は次のとおり。



(3) 宗像市子ども基本条例に基づく各施策

次の重点事項に基づき、施策を推進しています。

事項	内容
子どもの権利に関する意識の向上	○ 学校教育における学習活動 ○ 大人に向けた周知・啓発
子どもの権利に基づいた育成事業	○ 子どもの居場所、体験の機会
子どもの権利を守る	○ 子どもの権利救済委員 (子どもの権利相談室)

※ 施策の検証は、宗像市次世代育成支援対策審議会が行います。

① 子どもの権利に関する意識の向上

- 学校教育における学習活動
  - 教材の提供
  - 宗像市教育ハンドブックへの掲載
  - 平成 26 年度の教育 21 世紀プラン、学校経営要綱、指導計画等への位置づけ
- 大人に向けた周知・啓発
  - 広報紙、ホームページ、冊子等の媒体による取り組み。  
啓発記事を毎月掲載（平成 24 年度は条例の解説、25 年度は事例による啓発）  
大人版パンフレットの全戸配布（平成 24 年 11 月 15 日号広報配布時）  
子ども版パンフレットの全小中学生への配布（平成 24 年 11 月 20 日）

- 講演会、研修会  
子ども会役員会、コミュニティ運営協議会、市民活動団体、ルックルック講座、PTA、民生委員児童委員協議会等を対象に実施  
学校、保育所、幼稚園その他の子ども関係施設職員に向けて啓発
- その他  
宗像市子どもまつりでの啓発活動  
子ども相談センター周知の場面での啓発  
子育て支援事業、母子保健事業、子ども福祉事業等において必要な場面で啓発  
街頭啓発（11月20日子どもの権利の日）

## ② 子どもの権利に基づいた育成事業

- 子どもの居場所づくり事業等の展開
  - コミュニティその他による子どもの居場所づくり（寺子屋など）
  - プレーパーク事業の展開
- 各種の体験事業
  - 宗像市子どもまつり（子どもの体験、発表の場）
  - ワクワクWORK（市内全中学2年生の1週間の職場体験）
  - 夏の課外授業（市内事業所が子ども向け体験事業を実施）
  - 世界一行きたい科学広場（大学、高校、企業が子ども向け科学体験を実施。高校生が活躍）
  - コミュニティその他の体験事業（地域が体験事業を実施）
- グローバル人材の育成
  - 学校教育におけるALTを活用した外国語活動
  - イングリッシュ・サマーキャンプ（小5・6年）
  - ニュージーランド研修（小6・中学生）
  - カナダ研修（高校生）

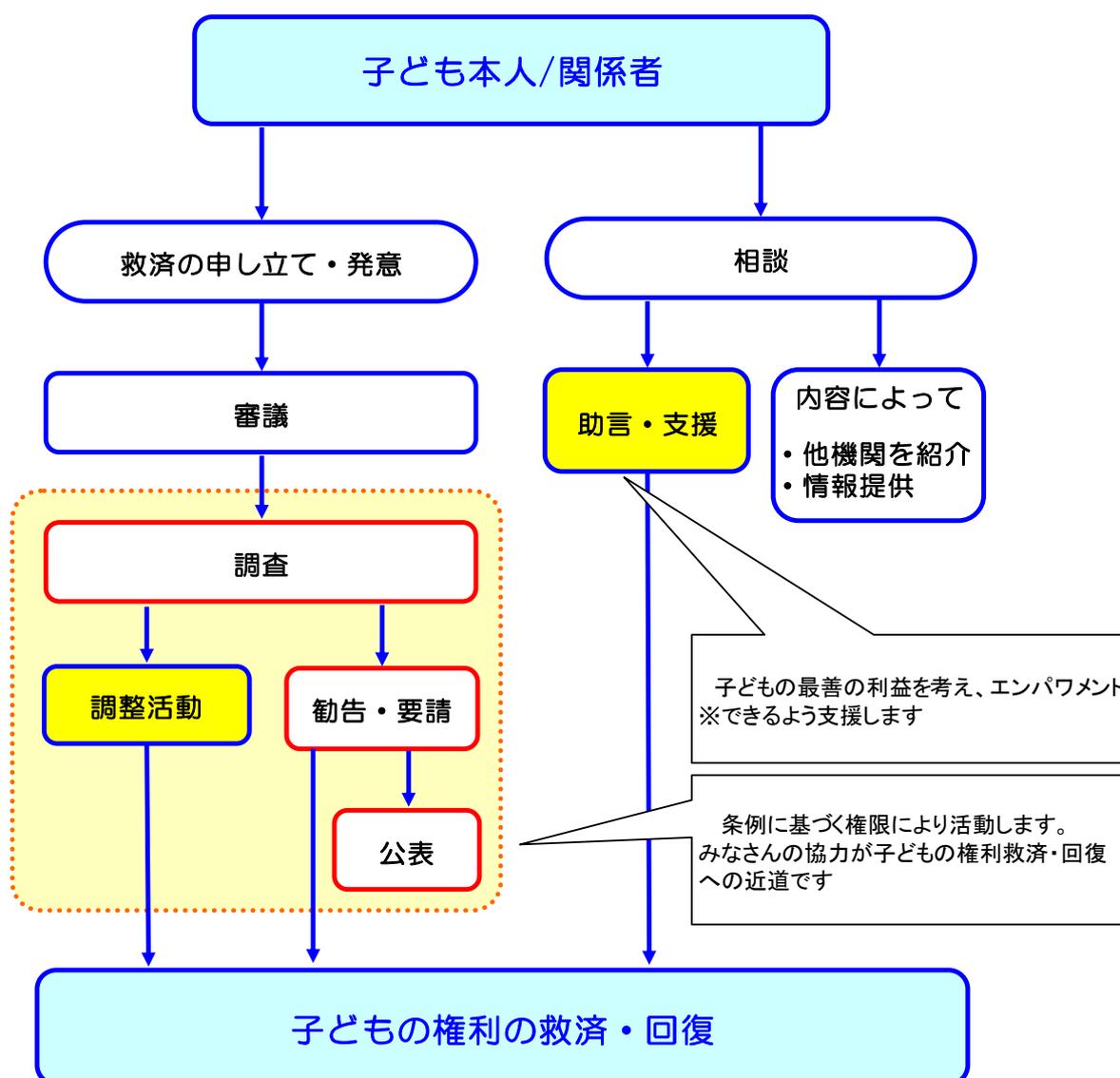
※外国人とふれあうことや異文化体験を行うことにより、コミュニケーション能力や違うものを理解し受け入れる力を養います。また、可能性を伸ばす機会にもなります。

- 意見表明及び体験発表
  - スピーチコンテスト（小中学生）
  - 宗像市子どもまつり子ども実行委員会（企画・運営を子どもたちが実施）
  - わくわく体験報告会（体験したことを子どもたちが発表）
  - 子ども相談センター愛称募集（子どもが応募し、子どもの投票で決める）

## ③ 子どもの権利を守る

- むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」
  - 市役所内に開設した子ども相談センターに子どもの権利相談室を設置しました。専任担当職員を配置し、「家庭児童相談室」と連携をとりながら権利救済に取り組んでいます。子どもの権利相談員（臨床心理士・教員）を2人配置しています。第三者独立機関として、3人の宗像市子どもの権利救済委員（弁護士、大学教授、臨床心理士）が活動しています。開設当初は、「子どもの権利救済機関」と呼称していましたが、より分かりやすくするために「子どもの権利相談室」と名称を変更しました。

#### (4) 宗像市子どもの権利救済・回復のしくみ



※ エンパワメント：個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。

##### ① 審議

救済の申し立てが、調査・調整活動が必要な事案であるかを判断します。

##### ② 調査

客観的な事実関係を把握するために行います。強制力はありませんが、条例第2条で規定するものすべてに対して調査を行うことができます。この調査は、救済委員が指示することにより、権利相談員が行うことができます。

##### ③ 調整活動

問題の解決のために、関係者間の関係の調整を図る活動です。

④ 勧告

実際に発生している子どもの権利の侵害に対して、適切な措置を講ずるよう求める場合に行います。

⑤ 要請

実際に発生している子どもの権利の侵害の原因が制度やルールにある場合、必要な改善や見直しを行うように促す場合に行います。

⑥ 公表

「勧告」や「要請」の内容や、対応状況等を広報やホームページ、記者発表等で公表します。

(5) 宗像市子どもの権利救済委員・相談員

① 宗像市子どもの権利救済委員について

- ア 立場 …地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定される市の附属機関。活動において迅速性、専門性を発揮する必要があるため、独任制を採っています。
- イ 任期 …1 期 2 年。3 名以内を選任。再任の制限はしていません。
- ウ 勤務 …月 1 回の定例会議を実施しています。事例が発生した場合は、随時活動します。その他、啓発（研修）やイベント時にも参加します。
- エ 役割
- 子どもの権利の侵害について、子どもとその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をします。
  - 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をします。
  - 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査をします。
  - 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善を要請します。
  - 上記の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めます。

② 宗像市子どもの権利相談員について

- ア 役割
- 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をします。
  - 子どもの権利救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をします。
  - 子どもの権利の普及に関することに取り組みます。
  - 上記の他、子どもの権利の救済及び回復のために必要なことに取り組みます

## 2. 子どもの権利救済活動の概況について

### (1) 月別相談件数（実件数・延件数）

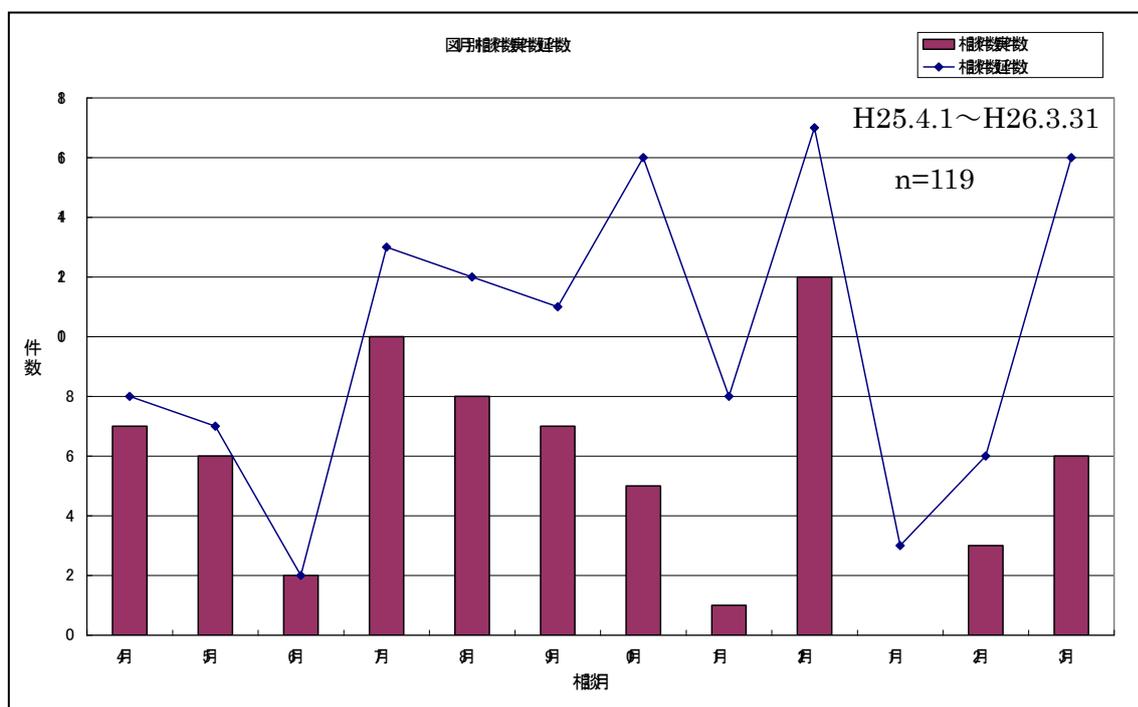


表1 月別相談件数（実件数・延件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数(実件数)	7	6	2	10	8	7	5	1	12	0	3	6	67
相談件数(延件数)	8	7	2	13	12	11	16	8	17	3	6	16	119

平成 25 年度の相談件数は、実件数 67 件、延件数 119 件でした。月毎に相談数の増減が見られますが、7 月、12 月、3 月など学期末の月が、その前月より大幅に相談件数が増加している傾向がみられます（図 1）。

(2) 相談者別件数（実件数・延件数）

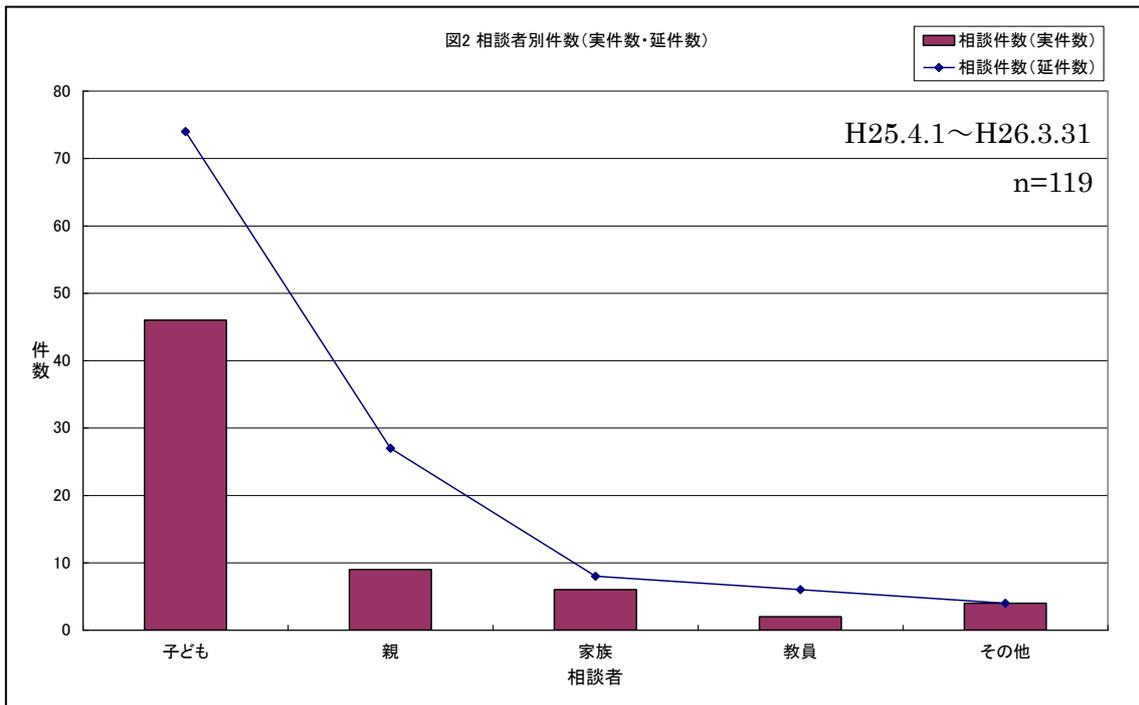


表2 相談者別件数（実件数・延件数）

	子ども	親	家族	教員	その他	計
相談件数(実件数)	46	9	6	2	4	67
相談件数(延件数)	74	27	8	6	4	119

主たる相談者は、子ども本人からが最も多く、全体の約7割を占める結果となりました。

また、子どもからの相談、親からの相談ともに、ほかの相談者と比べて継続して相談するケースが多い結果となりました。

(3) 相談対象者別学年別相談件数（実件数）

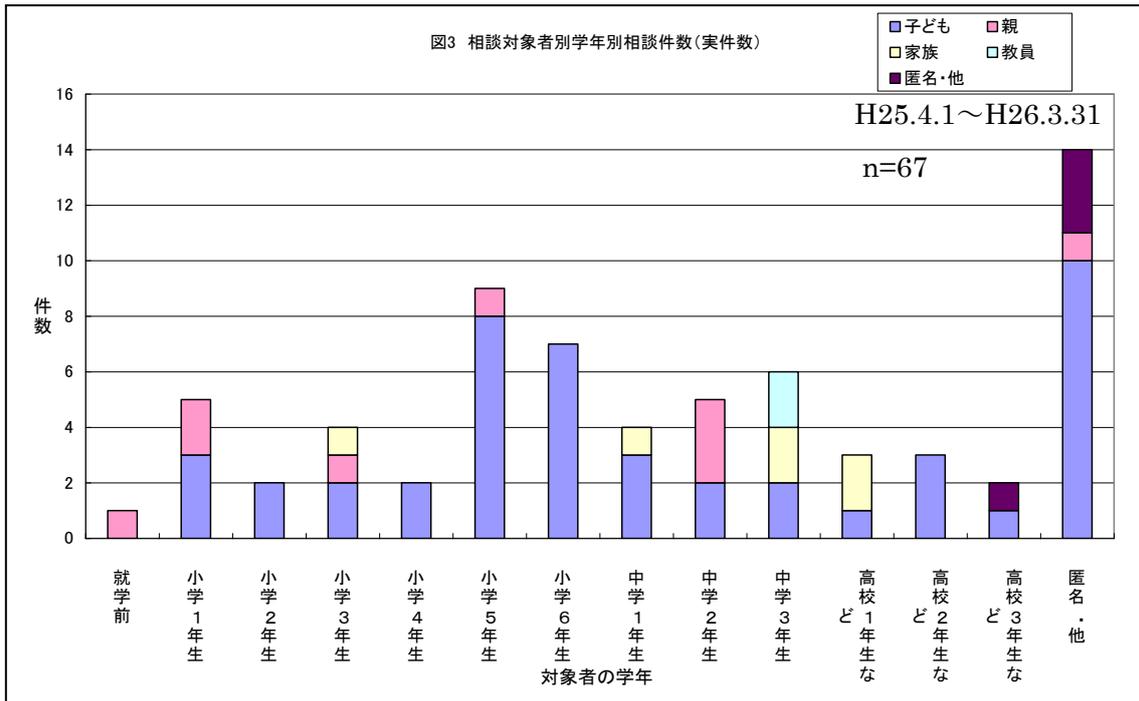


表3 相談対象者別学年別相談件数（実件数）

	就学前	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生など	高校2年生など	高校3年生など	匿名・他	計
子ども	0	3	2	2	2	8	7	3	2	2	1	3	1	10	46
親	1	2	0	1	0	1	0	0	3	0	0	0	0	1	9
家族	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	2	0	0	0	6
教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
匿名・他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4
計	1	5	2	4	2	9	7	4	5	6	3	2	3	14	67

子どもからの相談では、小学5、6年生、中学1年生が多い傾向が見られます。（図3）これは、宗像市が取り組む小中一貫教育の中期に当たる学年です。  
また、親・家族からの相談では、中学生を対象とするものが多い実態があります。

(4) 継続回数別相談件数（実件数）

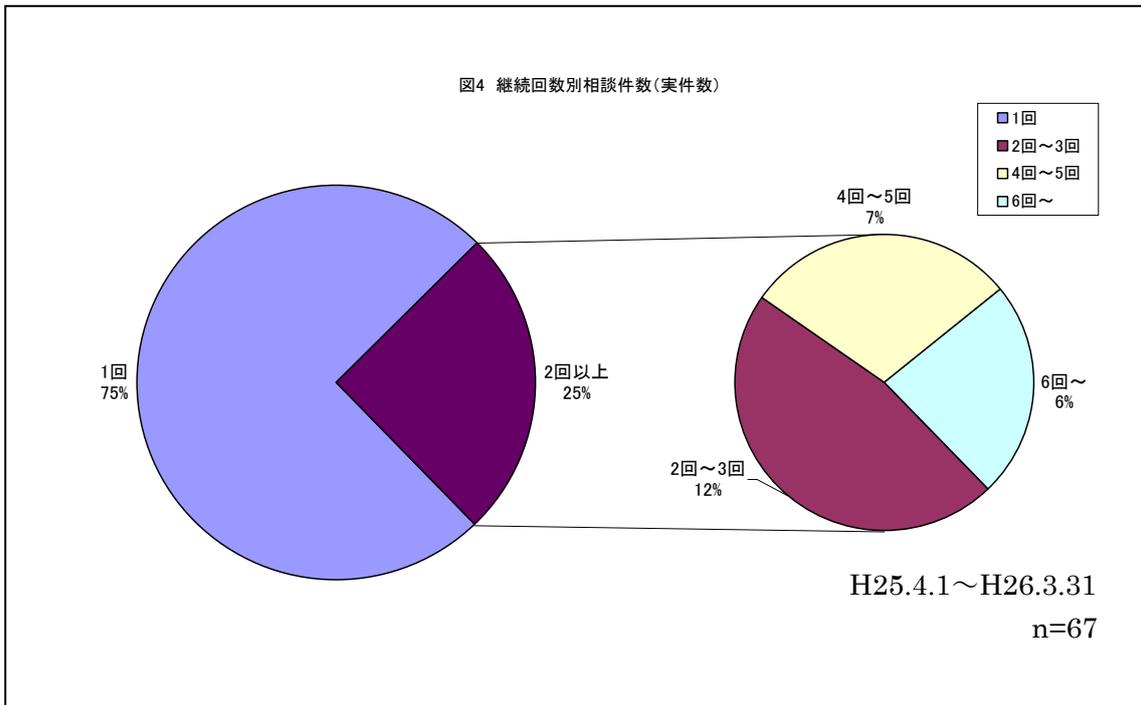


表 4 継続回数別相談件数（実件数）

	1回	2回~3回	4回~5回	6回~	計
継続回数別 相談件数(実件数)	50	8	5	4	67

全体の 75%が 1 回のみの相談です。継続相談となった場合は、2~3 回継続するケースが半数を占めます（図 4）。

(5) 主訴別相談件数（実件数・延件数）

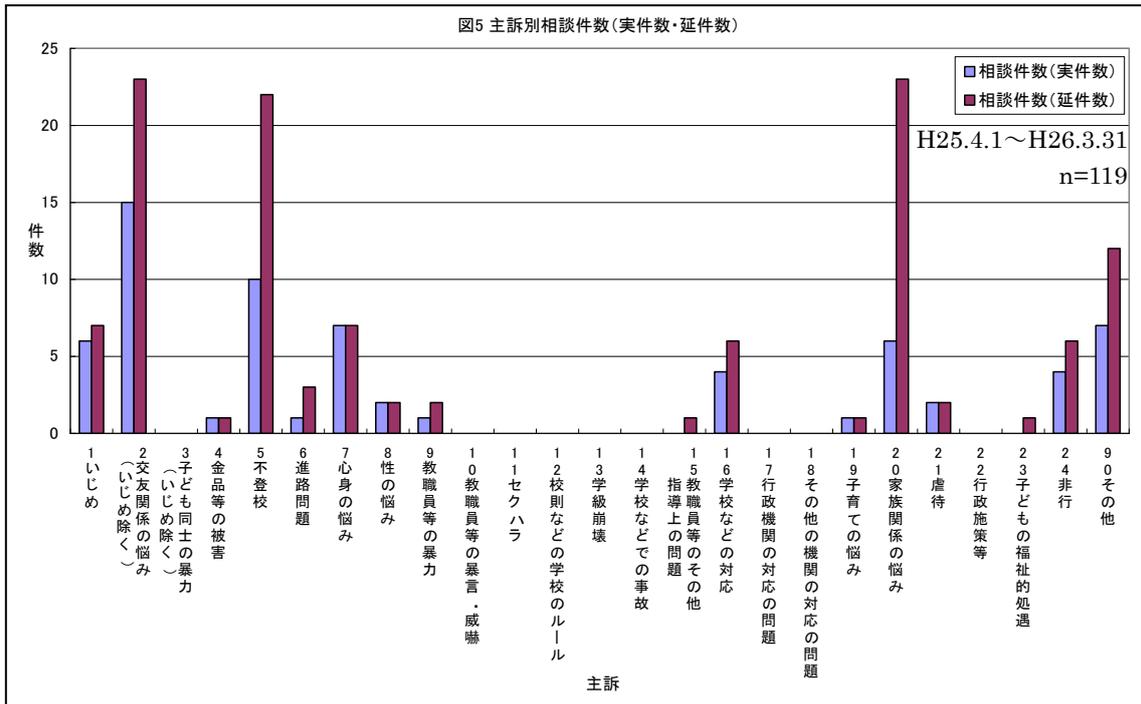


表 5 主訴別相談件数（実件数・延件数）

	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み (いじめ除く)	(3) 子ども同士の暴力 (いじめ除く)	(4) 金品等の被害	(5) 不登校	(6) 進路問題	(7) 心身の悩み	(8) 性の悩み	(9) 教職員等の暴力	(10) 教職員等の暴言・威嚇	(11) セクハラ	(12) 校則などの学校のルール	(13) 学級崩壊	(14) 学校などでの事故	(15) 教職員等のその他指導上の問題	(16) 学校などの対応	(17) 行政機関の対応の問題	(18) その他の機関の対応の問題	(19) 子育ての悩み	(20) 家族関係の悩み	(21) 虐待	(22) 行政施策等	(23) 子どもの福祉的処遇	(24) 非行	(90) その他	計
相談件数(実件数)	6	15	0	1	10	1	7	2	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	6	2	0	0	4	7	67
相談件数(延件数)	7	23	0	1	22	3	7	2	2	0	0	0	0	0	1	6	0	0	1	23	2	0	1	6	12	119

主訴別相談件数では、(2)交友関係の悩み (いじめ除く)、(5)不登校、(20)家族関係の悩みが多い傾向が見られます。特に、(20)家族関係の悩みは、継続相談になるケースが多くなっています。

(6) 主訴別相談者別相談件数（実件数）

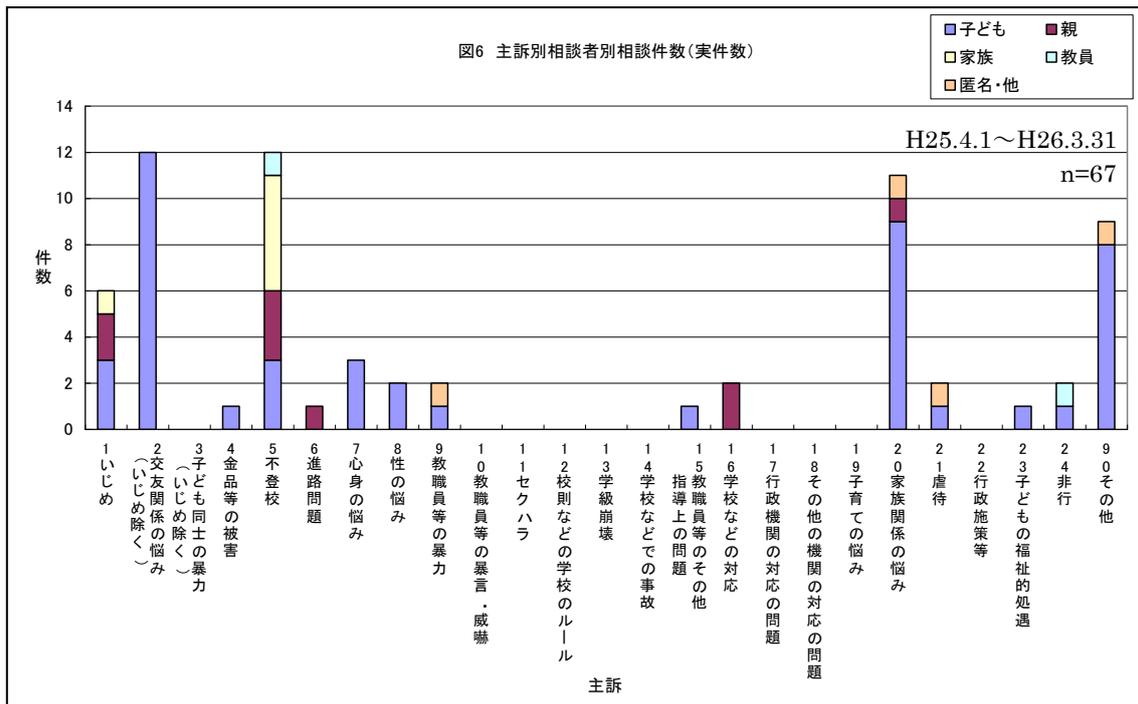


表6 主訴別相談者別相談件数(実件数)

	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み (いじめ除く)	(3) 子ども同士の暴力 (いじめ除く)	(4) 金品等の被害	(5) 不登校	(6) 進路問題	(7) 心身の悩み	(8) 性の悩み	(9) 教職員等の暴力	(10) 教職員等の暴言・威嚇	(11) セクハラ	(12) 校則などの学校のルール	(13) 学級崩壊	(14) 学校などでの事故	(15) 教職員等その他指導上の問題	(16) 学校などの対応	(17) 行政機関の対応の問題	(18) その他の機関の対応の問題	(19) 子育ての悩み	(20) 家族関係の悩み	(21) 虐待	(22) 行政施策等	(23) 子ども福祉的処遇	(24) 非行	(90) その他	計	
子ども	3	12	0	1	3	0	3	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9	1	0	0	1	1	8	46
親	2	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9
家族	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
教員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
匿名・他	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	4	
計	6	12	0	1	12	1	3	2	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	11	2	0	1	2	9	67	

子どもからの相談で多いのは、(2)交友関係の悩み (いじめ除く)、(20)家族関係の悩みでした。親・家族からの相談で多いのは、(5)不登校です。教員からは、(5)不登校、(24)非行がありました。

(7) 子どもからの主訴別年代別相談件数（実件数）

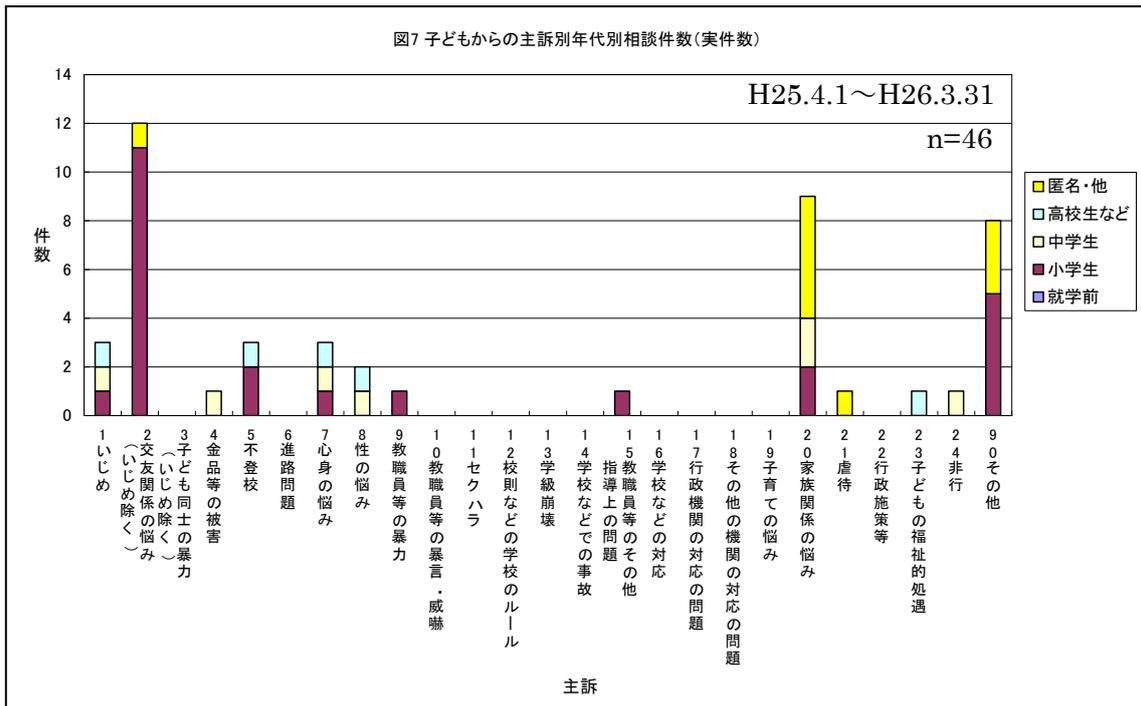


表7 子どもからの主訴別年代別相談件数（実件数）

	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み (いじめ除く)	(3) 子ども同士の暴力 (いじめ除く)	(4) 金品等の被害	(5) 不登校	(6) 進路問題	(7) 心身の悩み	(8) 性の悩み	(9) 教職員等の暴力	(10) 教職員等の暴言・威嚇	(11) セクハラ	(12) 校則などの学校のルール	(13) 学級崩壊	(14) 学校などでの事故	(15) 教職員等その他指導上の問題	(16) 学校などの対応	(17) 行政機関の対応の問題	(18) その他の機関の対応の問題	(19) 子育ての悩み	(20) 家族関係の悩み	(21) 虐待	(22) 行政施策等	(23) 子どもの福祉的処遇	(24) 非行	(90) その他	計	
就学前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生	1	11	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5	24
中学生	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	7
高校生など	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	
匿名・他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	3	10	
計	3	12	0	1	3	0	3	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9	1	0	1	1	8	46	

子どもからの相談の主訴を年代で分けると、小学生は、(2)交友関係の悩み（いじめ除く）が多く見られます。中学生、高校生は、いろいろな主訴での相談が見られます。匿名での相談者になると、(2)交友関係の悩み（いじめ除く）よりも、(20)家族関係の悩みについての相談が多い傾向が見られます。

(8) 曜日別相談件数（実件数・延件数）

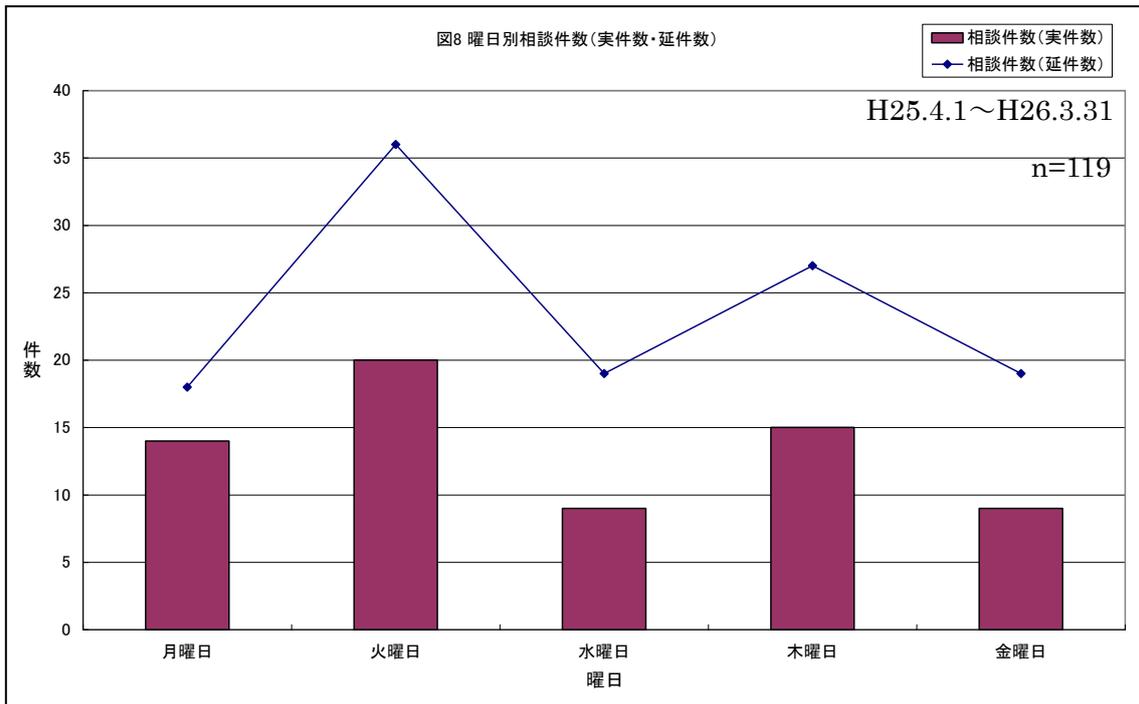


表 8 曜日別相談件数（実件数・延件数）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	計
相談件数(実件数)	14	20	9	15	9	67
相談件数(延件数)	18	36	19	27	19	119

相談の曜日が多いのは、火曜日です。これは、小・中学校が教職員の研修日で授業が早めに終わる場合もあり、子どもの下校時刻が早くなるため、子どもが、電話しやすくなり、電話相談数が増加したものと推測されます。

(9) 時間帯別相談件数（実件数・延件数）

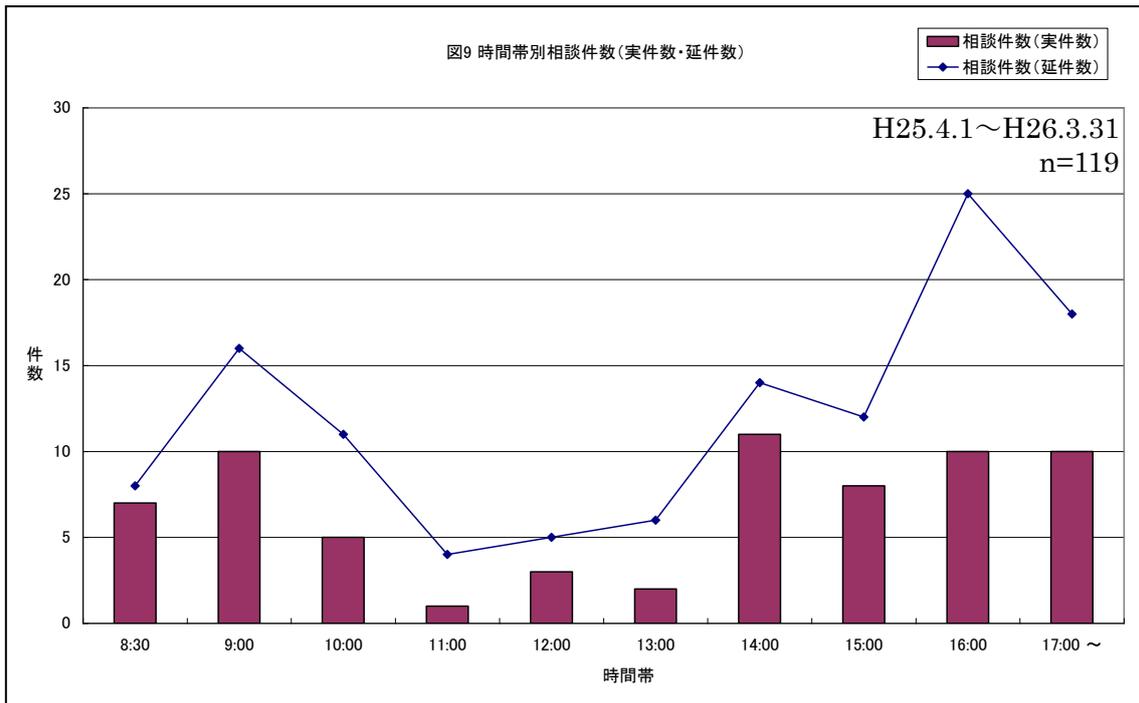


表9 時間帯別相談件数（実件数・延件数）

	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00 ~	計
相談件数(実件数)	7	10	5	1	3	2	11	8	10	10	67
相談件数(延件数)	8	16	11	4	5	6	14	12	25	18	119

時間帯別で相談件数が多いのは、16:00以降です。これは、全体の3分の1以上を占めます。この時間帯以降に子ども達が帰宅し始めるため、相談件数が増加していると考えられます。

### (10) 相談方法別相談件数（実件数）

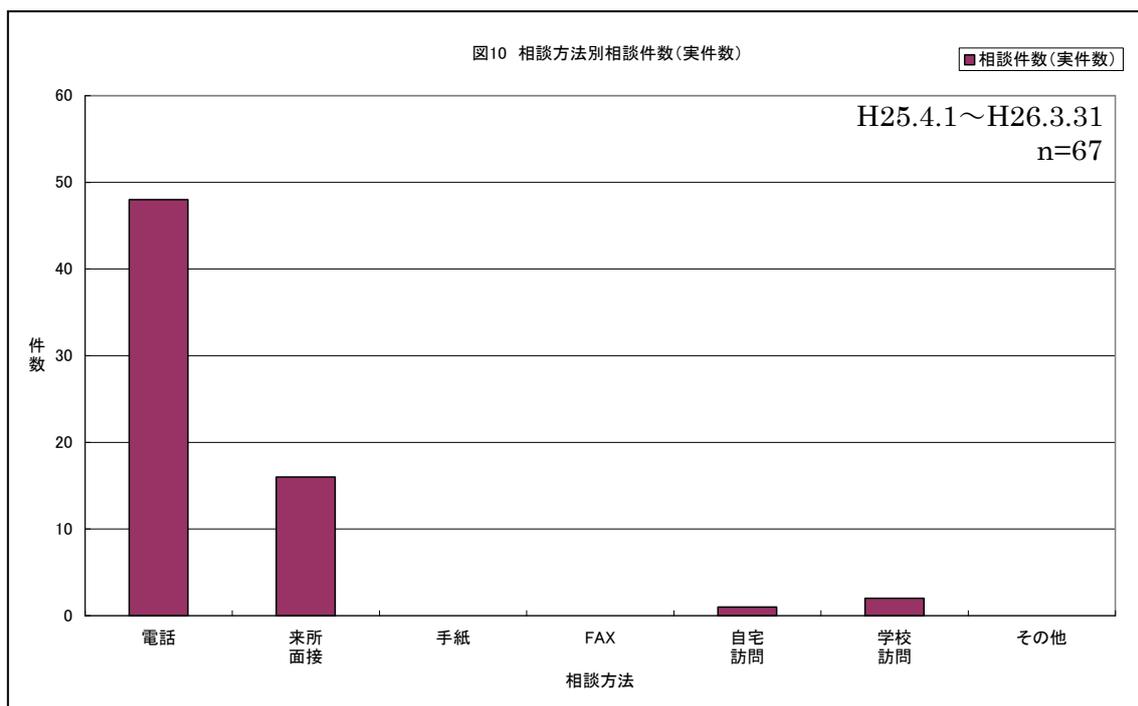


表 10 相談方法別相談件数（実件数）

	電話	来所面接	手紙	FAX	自宅訪問	学校訪問	その他	計
相談件数(実件数)	48	16	0	0	1	2	0	67

相談方法で、最も多いのは電話相談です。全体の7割を占めます。手紙やFAXでの相談は、今年度はありませんでした。

### (11) 救済申し立て・発意件数

平成25年度の救済申し立て・発意件数は、0件でした。

## (12) 特徴と傾向

### ① 相談の傾向

平成 25 年度の相談件数は、実件数 67 件、延件数 119 件でした。月別では、7 月、12 月、3 月などの学期末に相談が増える傾向があります。学期末になると、悩みや心配事を抱えこんでしまう子どもの姿が浮かび上がってきます。(P7 図 1)

また、子ども本人からの相談がもっとも多く、約 7 割を占めています。宗像市内で唯一、子ども自ら相談できる子ども専用フリーダイヤルを持っている場所ですから、よりそのことを周知していく必要があります。(P8 図 2)

相談対象者の学年別件数を見てみると、小学校 5、6 年生、中学 1 年生が多い傾向にあります。これは、宗像市が取り組む小中一貫教育区分の中期（思春期前期）で、また、中学校への接続期に当たり、子ども達が様々な課題を抱えやすいため、相談が増加していると考えられます。(P9 図 3)

相談の時間帯で多いのは、16：00 以降でした。子どもが学校から帰宅し始める時間帯です。このことから、子どもがより一層、電話相談がし易くなるように相談時間の変更・延長を検討しました。その結果、平成 25 年度は、8：30～17：00 だったのを、平成 26 年度からは、10：00～18：30 に変更しました。(P15 図 9)

### ② 相談内容について

子ども達からの相談では、交友関係や家族関係の悩みが多く、友達との喧嘩や悪口、いじめに悩んでいる姿がありました。家族関係の悩みでは、両親の不仲、離婚などで、子どもが心を痛めているケースが多く見られます。親や家族からの相談では、不登校が多くなっています(P12 図 6)。相談実件数 67 件のうち、14 件が匿名の電話でした。他にも、「学年だけは言えるけど、名前は言えない…」などのケースもありました。あまり無理強いせず、「匿名でも OK、秘密は守るよ…」と、子どもの心に寄り添って悩みを受け止めています。

### ③ 相談事例

	相談者	相談内容
1	子ども	仲間数人にいじめられている。性的強制を受けている。
2	子ども	部活でいじめられている。転校を考えている。
3	親	中学生の娘がいじめを受けている。どうしてあげたら良いのかわからない。
4	子ども	母親が時間になっても帰ってこない。一人ぼっちで不安。
5	子ども	離婚したお父さんとお母さんが仲良くなってほしい。
6	教員	不登校の男子の生活改善をして、進路を真剣に考えさせたい。
7	子ども	いろいろな人から臭いと言われて辛い。家族から暴言・暴力を受ける。
8	子ども	友達がクラスでいじめを受けている。自分も学校へ行きたくない。
9	子ども	友達がいじめられている。なんとかしてあげたい。
10	子ども	学校に忘れ物の提出物を届けたいが一人では怖くて行けない。
11	親	小学生の娘の登校渋りがなかなか改善しない。対応がわからない。

### 3. 子どもの権利救済活動の実際について

#### (1) 相談・助言・支援

##### その1：中学生

概要：非行（深夜徘徊等）ということで学校、親、親族からハッピークローバーに相談がありました。ただし、本人は登校もしており、主に親族宅で生活をしていました。

子どもの権利救済委員の立場から

- まず本人から話を聴いてみる（本人の考えを聴くこと）
- 本人からみた「現状」や本人自身の今後の生活をどう考えているのかを確かめること

などを大切にしたいと考えました。

そこで実際に救済委員が本人と面談してみると

- 親との生活も親族との関係も大事にしたいこと
- 部活で培ってきた友人やその家族に支えられていると感じていること
- 進路についてすでに決めており、高校入学後の生活についても現実的に考えていること

などがわかりました。本人のこうした話は、状況を改めて見直し、より柔軟な支援の方向性を見つけることにつながりました。

その後の経過としては、本人の意向と、親と親族の意向、また彼らの関係を相談員が調整しながら、本人支援はもちろん、広くは家族支援としての活動を継続していくことになりました。

##### その2：中学生

概要：登校しぶり、欠席が多いとのことで親からハッピークローバーに相談がありました。親はとても本人の進路について心配しておられました。また、近隣の祖父母宅で過ごしがちの本人に対して、もっと厳しくすべきではないかと（祖父母に甘やかされている）という親の気持ちもありました。相談員は本人と話すことができましたが、それは継続的なものではありませんでした。

子どもの権利救済委員の立場から、

- 親との関係（親支援）を主に継続していくこと
- 親の価値観を否定するのではなく、肯定すること
- その上で、本人との関係も構築していくこと

などを救済委員会にて相談員に助言しました。

こうして、親支援（親面談）を相談員が継続していき、親の価値観を肯定することで、相談員と親との協同関係が築けました。親に本人の状況を理解する余裕ができ、親子関係が改善することになりました。また、本人の進路選択を親が応援するという親子関係が自ずと生まれることになりました。

##### <まとめ>

子どもの権利救済機関として、救済委員、相談員は、子どもの気持ちに寄り添いながら、子どもの立場で相談を受け、必要に応じて問題解決のための調整活動を行っていくことが中心となります。ただし、問題解決のためには、子どもだけでなく、親など周囲の人たち（環境）への働きかけも必要な場合があります。こうした場合には、学校を含め、様々な関係機関と協力しながら活動を行うこととなります。

いずれにしても、常に子どもの最善の利益を念頭に置いて活動をしています。

#### (2) 救済申し立て・発意

平成25年度には、申し立て案件、発意案件ともにありませんでした。

### (3) 救済委員会議報告

回	期日・時間	内 容	決 定 事 項
第1回	4月19日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>宗像市子ども基本条例について</li> <li>救済委員活動の方法について</li> <li>相談員活動報告</li> <li>今後の活動計画について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救済申し立ての流れについての確認</li> </ul>
第2回	5月31日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談員活動報告及び助言</li> <li>広報5月15日号啓発記事について</li> <li>宗像市子ども基本条例認知度調査結果について</li> <li>電話相談の録音について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要案件はその都度報告、緊急時メールで報告する</li> <li>電話相談の録音はしない</li> </ul>
第3回	6月21日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談員活動報告及び助言</li> <li>広報6月15日号啓発記事について</li> <li>小・中学校での啓発活動報告</li> <li>全国自治体シンポジウム参加について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談事例の報告資料等は、プライバシーに配慮し、会議終了後回収する</li> </ul>
第4回	7月19日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談員活動報告及び助言</li> <li>広報7月15日号啓発記事について</li> <li>子どもの権利の日への取り組みについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者の対象年齢は、18歳未満だが、実際に電話相談があった場合は、年齢に関わらず応じる</li> <li>愛称募集をする</li> </ul>
第5回	8月23日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談員活動報告及び助言並びに4月から8月までの中間報告</li> <li>広報8月15日号啓発記事について</li> <li>子どもの権利相談室愛称募集要項について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛称募集の対象者を、市内小中学生、宗像市内にある2高校とし、配布する</li> <li>子どもまつりを愛称決定の場にする</li> </ul>
第6回	9月20日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談員活動報告及び助言</li> <li>広報9月15日号啓発記事について</li> <li>宗像市子ども基本条例についての授業実践の取り組みについて</li> <li>愛称募集の進捗状況について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛称募集を周知するため、ポスター等を駅、コンビニ等に掲示する</li> <li>全国自治体シンポジウム参加者決定</li> </ul>
第7回	10月25日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談員活動報告及び助言</li> <li>広報10月15日号啓発記事について</li> <li>愛称募集の投票及び表彰式について</li> <li>愛称の一次選考</li> <li>子どもの権利の日街頭啓発活動について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次選考の結果は、「こっころ」「えみるん」「ハッピークローバー」に決定</li> </ul>

第8回	11月29日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談員活動報告及び助言</li> <li>● 広報11月15日号啓発記事について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通信は年2回程度発行、本年度は1月末、1回発行する</li> </ul>
第9回	12月20日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談員活動報告及び助言</li> <li>● ケース記録保管方法について</li> <li>● 広報12月15日号啓発記事について</li> <li>● 子どもの権利の日の授業実践について</li> <li>● 平成26年度の相談時間について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談時間は延長のほうが見たい</li> </ul>
第10回	1月17日(金) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談員活動報告及び助言</li> <li>● 相談事例記録表様式検討</li> <li>● 広報1月15日号啓発記事について</li> <li>● 平成26年度の相談時間について</li> <li>● はびくろ通信の内容検討について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成26年度の相談時間は、10:00から18:30とする</li> <li>● 通信の配布対象は、市内小・中学校、高校とする</li> </ul>
第11回	2月14日(金) 14:00~15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談員活動報告及び助言</li> <li>● 広報2月15日号啓発記事について</li> <li>● 平成25年度子どもの権利救済・回復活動報告書作成について</li> <li>● アンケートの実施について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動報告書の様式及び内容・骨子・役割分担等決定</li> </ul>
第12回	2月28日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの権利相談室の運営について</li> <li>● 相談受付票・記録票の新様式について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭児童相談室との連携を特色としながらも、救済機関としての独立性をきちんと確保していく</li> </ul>
第13回	3月14日(金) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談員活動報告及び助言</li> <li>● 広報3月15日号啓発記事について</li> <li>● 平成25年度子どもの権利救済・回復活動報告書作成について</li> <li>● 平成25年度の決定・確認事項について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救済機関の呼称は、『むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」』とする</li> </ul>

## 4. 広報・啓発活動

平成 25 年度は、宗像市子どもの権利救済・回復活動の初年度なので、特に 18 歳までの小中学生、高校生等の子どもや、保護者、教育関係者に向けての広報・啓発活動を重点的に取り組み、周知に努めました。

最初に、宗像市子ども相談センター（子どもの権利相談室）の名称を学校関係者に周知してもらうために、度々学校訪問を重ねました。

さらに、子どもたちに対しては、リーフレットやカードを作成して配布したり、全校朝会などの集まりに参加し、相談員が直接子どもたちの前で話したりして、広報活動に取り組みました。

9 月からは愛称を募集し、11 月 3 日（日・祝）の宗像市子どもまつりでの子どもたちによる投票で「ハッピークローバー」と決めました。平成 26 年 2 月に「はぴくろ通信」第 1 号が発行できました。徐々に、宗像市子ども相談センター（子どもの権利相談室）の認知度が高まっていったように思います。

### (1) リーフレット・カードの配布

リーフレット及びカードは、各々 15,000 部印刷し、新学期始めの 4 月から 5 月上旬までに子どもたちの手に渡るようにしました。宗像市内の小学校 15 校、中学校 7 校、高校 2 校を訪問し、配布を依頼しました。実際に学校で配布するときには、宗像市子ども相談センター（子どもの権利相談室）の意義が共通に浸透するように、担任用の説明手引書を作成し、担任の先生から子どもたちに対して、きちんと内容を説明してから配布してもらいました。

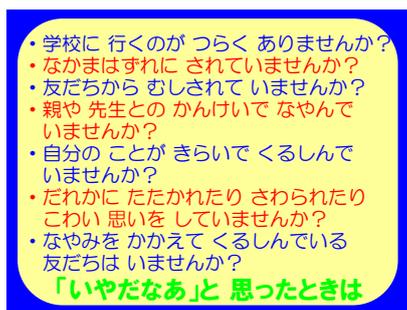
カードは、小学生は、自分の名札の中（裏側）に入れて、いつでも困ったときにはそれを見る事ができるようにしました。

また、中学生以上は、生徒手帳に挟んでおくように依頼しました。

(カード表面)

(カード裏面)

← 6.5cm →



↑  
5.0cm  
↓



(リーフレット内側面 縦三つ折)

### 友だちのこと

- 仲間はすれにされた
- いやがらせをうけた
- 友達がいじめにあってる

### 学校のこと

- 学校にいきたくない
- 先生の言葉にきずついた
- 学校の対応に疑問がある

### どんなことを相談できるの?

### 家族のこと

- 家の中がおもしろくない
- 家族の喧嘩ばかりしている
- 親が気持ち悪くなってくれない

### 虐待

- ごはんを奪わせてもらえない
- 叩かれた
- 変なことをされた

そのほかの悩みや心配ごとや、「話を聞いてほしい…」というだけでもだいじょうぶだよ。話だけで気持ちがラクになることもあるよ。「つらい」「どうしよう」「たすけて」と感じたらときは気軽に相談してね。

## どんなふうに助けてくれるの?

#### 電話で話す

電話料金は、かからないよ。名前だっけっていわなくてもいいから、気軽に話してね。

#### 相談する

「こんなこと、相談していいのかなー」なんて思わないで、まずは話してみよう。

#### 会って話す

子ども相談センターに話を聞いてきてね。

#### 手紙・FAXで話す

「言葉で相談するのは、はさかしーい…」というときは、手紙やFAXでも相談できるよ。

#### 一緒に考える

「なにができるか」「どうしたらよいか」一緒に考えるよ。

#### 調べる

悩みの原因を探ったり、あなたの気持ちを相手に伝えたりするよ。

## かいけつ 解決

みんな一緒に解決しよう!

ヒミツは絶対に守るよ!  
親にも先生にもナイショにするよ!

あなたの気持ちや意見を聞いて、どうしたらよいか一緒に考えるよ。

関係機関  
内容によっては関係する人たちに「協力」をお願いしたりするよ。

(リーフレット外側面 縦三つ折)

### 子どもの権利相談員ってどんな人?

こまっている子どもを助けて守ってくれる人です。話をきいて、どうすればよいかを考えたり、子どものかわりに関係する人たちに気持ちをつたえたりします。

### 子どもしか相談できないの?

大人も身近な子どもへの権利侵害に気づいた場合、悩まずに気軽に相談してください。匿名での相談も可能です。

子育てに関する心配ごとや、保護者自身の悩みごとなどは児童家庭相談で受付しております。

### 子育てや保護者自身の悩みなど 児童家庭相談

☎ 0940-36-1302

相談できる時間  
月曜日～金曜日 8:30～17:00  
\*土曜日も・年末年始はお休みです。

### 相談はどうやってできるの?

相談できる時間  
月曜日～金曜日 8:30～17:00  
\*土曜日も・年末年始はお休みです。

☎ 相談する

子ども専用フリーダイヤル

☎ 0120-968-487

※18歳までの人の専用ダイヤルだよ。  
\*通話料は、かからないよ。  
\*よるは通話料が別途つながらるよ。

おとな用ダイヤル 0940-36-9094

☎ 相談する  
〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 (市役所西館1階)  
子ども相談センター あて

FAXで  
0940-37-3046

つらいときはひとりで悩まないで、相談してね。親にも先生にもナイショにするよ。ヒミツは絶対に守るから、一緒に考えよう。

宗像市子ども相談センター

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 (市役所西館1階)

TEL 0940-36-9094  
FAX 0940-37-3046

## 子ども相談センター

宗像市

## (2) 小中学校での広報・啓発活動

### ① 啓発用の紙芝居作成

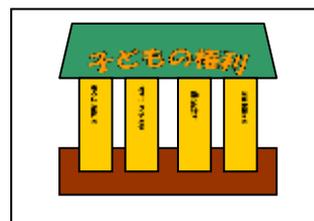
子どもの権利相談室について、小・中学生に向けて直接説明するための紙芝居を作成しました。四つ切色画用紙を台紙にした12枚セットの紙芝居です。内容は、子どもたちの悩みや心配事が多い、「友達のこと」「学校のこと」「家族のこと」「生活のこと」等の相談が中心です。10分前後の時間で詳しく説明できるようにしました。



紙芝居 No.1



紙芝居 No.2



紙芝居 No.5

### ② 小・中学校児童生徒への広報・啓発活動

上記の紙芝居を用いて、宗像市内の小学校15校、中学校7校の全校で子どもの権利相談室について、広報・啓発活動を実施しました。5月7日（火）の自由ヶ丘南小学校の全校朝会を皮切りに、始業式や、終業式、生徒会活動などの全校児童生徒が集まる場を活用し、年間を通して広報活動に取り組みました。

南郷小学校では、6月の人権学習集会で説明しました。この集会活動では、子どもたちが、「あったか言葉」と「ちくちく言葉」を学習していました。その学習の後での宗像市子ども相談センター（子どもの権利相談室）の説明だったので、より効果的だったと思います。子どもの権利救済委員の小坂弁護士も参加しました。

また、河東中学校では、子どもとメディアの学習会で広報活動をしました。中学生だけでなく、一緒に参加していた保護者の方にも聞いていただきました。

このように、子どもの人権問題と関わりあいのある学習や集会に、相談員と一緒に参加して広報・啓発活動をすることが、より一層子どもたちの心に届く啓発になると思います。



相談員による自由ヶ丘南小学校での全校児童への広報・啓発活動 平成25年5月7日

### (3) 愛称募集の取り組み

#### ① 愛称募集の取り組み

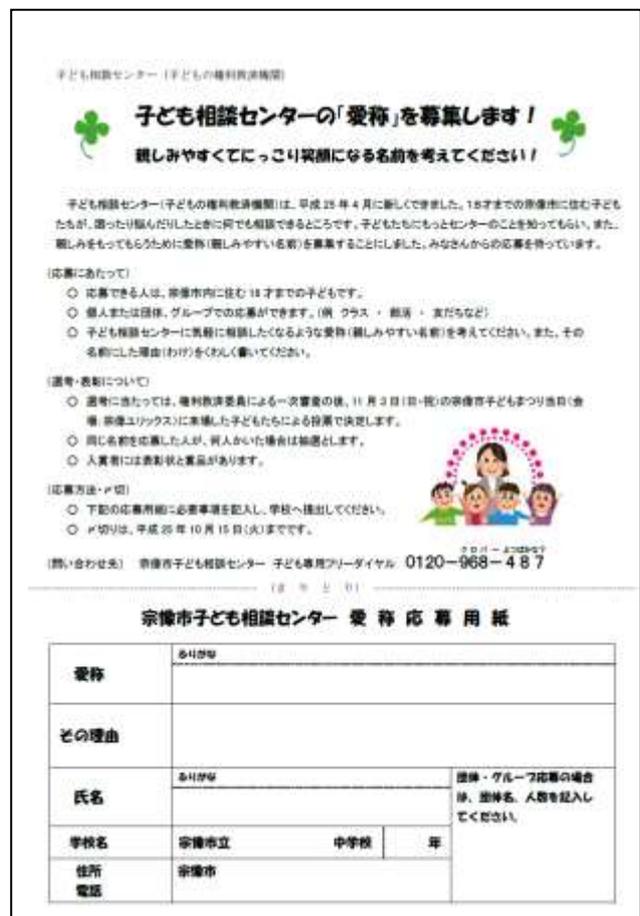
宗像市子ども相談センター（子どもの権利相談室）は、平成25年4月に開設したばかりなので、子どもやその保護者、関係機関に対して、子どもの権利救済制度の存在や機能について周知するとともに、親しみを持ってもらいたいと考えました。そこで、相談しやすい機関となることへの願いを込め、愛称を募集しました。

9月に募集を始め、応募用紙は、市内小・中学校、市内にある2高校に配布しました。宗像市の公式ホームページにも応募要項を掲載しました。

応募ポスターは、小学校・中学校・高校だけでなく、JRの駅やコンビニエンスストア、スーパーなど人が集まる場所に掲示しました。



愛称募集ポスター



愛称募集用紙

## ② 一次選考について

応募総数は697点にも達しました。この多数の応募作品の中から、宗像市子どもの権利救済委員による一次審査にて3点に絞りこみました。

一次審査（同名の応募があった場合、抽選とする）の結果、小学6年生の男子児童が応募してくれた「えみるん」、小学2年生の男子児童が応募してくれた「こっころ」、中学1年生の女子生徒が応募してくれた「ハッピークローバー」の3作品が選ばれました。

## ③ 愛称を子どもによる投票で最終決定

平成25年11月3日（日・祝）の宗像市子どもまつり当日（会場：宗像ユリックス）に、来場した子ども達による投票で決定しました。

宗像市子どもまつりの会場で、子ども達に投票用紙を配り、最終投票してもらいました。子ども達の投票の結果（投票総数597票）、子どもの権利相談室の愛称は、「ハッピークローバー」に決定し、表彰式を開催しました。

	
愛称	理由
1 えみるん	相談すると、①笑顔＝笑顔で満たされる、 ②笑見る＝笑顔を見せる、という意味を込めました。
2 こっころ	こころが明るくなって、ホールみたいにこころはずむようなイメージ
3 ハッピークローバー	相談したことが、解決したら、嬉しくなると思うし、悩みごとなく、幸せになってほしいと思うから

愛称投票用紙



愛称投票所にて

## ④ 「ハッピークローバー」の活用について

『むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」』と呼称することを確認し、リーフレットやポスターに「ハッピークローバー」を大きく明記しました。また、電話応答時や啓発活動の際にも愛称を用いて、周知を図っています

#### (4) 「はぴくろ通信」の発行

子どもの権利相談室の愛称が、子ども達からの応募・投票で「ハッピークローバー」に決定したので、通信の名前を短く縮めて、「はぴくろ通信」にしました。第1号を2月に発行することができました。今後は、年間2回、発行していきたいと考えています。

「はぴくろ通信」 vol.1 表面

宗像市子ども相談センター 子どもの権利救済機関 「ハッピークローバー」



# はぴくろ通信

vol. 1

2014年2月

宗像市子ども相談センター（子どもの権利救済機関）は、平成25年4月に宗像市役所西館1階に開設しました。市内に住む18才までの子どもたちのために新たに作られたものです。  
 開設したばかりですが、子どもたちからの電話相談などがたくさん寄せられています。センターの活動をもっと知ってもらいたいと思い、子どもの権利通信を発行することにしました。名前も愛称「ハッピークローバー」にちなんで、「はぴくろ通信」にしました。年2回発行する予定です。みなさん楽しみにしてください。

#### 子どもの権利救済委員紹介

宗像市子ども基本条例に基づき、子どもの権利侵害について、相談・調整・調査などの救済活動を行う人です。

**小坂 昌司（こさか しょうじ）**



ふだんは弁護士として働いています。宗像の子どもたちが笑顔で暮らせるように精一杯、救済委員の仕事にとりくみます。

**山本 裕子（やまもと ゆうこ）**



社会福祉士（ソーシャルワーカー）として、子どもの権利条約の通り、皆さんの成長を見守ります。

**市川 雅美（いちかわ まさみ）**



私は臨床心理士（カウンセラー）で、救済委員をしています。皆さんの笑顔の時間がふえることを願っています。

#### 子ども相談センターってどんなところ？

**相談方法**

市内に住む18才までの子どもならだれでも相談できるよ。友だち・学校・家族・いじめ・体ばつ・体の成長など何でもOK！ヒミツの相談もできます。

はじめに電話をかけてね。相談員がお話をしっかり聞くよ。話をするだけでも心がすっきり、軽くなることもあるよ。いっしょに考えようね。

子ども専用フリーダイヤル 0120-968-487

電話 0940-36-9094 FAX 0940-37-3046

**約束**

名前や学校、相談したことなど、ないしょにしてほしいことはぜったいにヒミツにするよ。安心して相談してね。

**場所**

むなかた市役所西館の1階にあるよ。（エレベーターの横）ちょくせつ会って話をすることもできるから、来てみてね。

**時間**

月曜～金曜までの、朝8：30から夕方5：00までだよ。※ 4月から相談時間が、朝10：00から夜6：30に変わるよ！まちがわないようにチェックしてね！

★ ウラにもあるから見てね

## 「権利」ってなんだろう？

子どもの権利救済委員 小坂 昌司

2012年にできた宗像市子ども基本条例は、「子どもの権利」を保障することを目的に掲げています。条例が保障する子どもの権利の「権利」とはどういうものか、考えてみたいと思います。

「権利」という言葉は、よく使われる一般的な言葉ですが、人によってイメージする内容が異なっているかもしれません。「権利」という言葉の印象から、「権利」とは、自分の思いどおりになるように力づくで要求すること、と考えている人もいるかもしれません。でも、「権利」は、そういうものではありません。

「権利」という日本語は、明治時代に英語の「Right」を訳してできたそうです。そして、Rightという言葉は、「あたりまえのこと」「もつともなこと」という意味で使われています。つまり、「権利」というのは、誰もが当たり前（生まれながらに）持っているもの、と理解されているのです。

権利は誰もが生まれながらに持っているものですので、大人だけでなく子どもにも権利があります。子どもにどのような権利が保証されるのかを知るためにも、ぜひ一度、ホームページ等で宗像市子ども基本条例を読んでみてください。注意してほしいのは、権利はすべての人に認められるものですから、自分の権利だけを主張してほかの人の権利を無視することではできません。「権利」を正しく理解している人は、他の人の権利にも配慮することができる人なのです。

誰にでも「権利」が認められていると言っても、実際には自分の権利が守られないと感じたり、他の人の権利とぶつかって困ってしまう場合もあります。そんなときには、宗像市子ども相談センター「ハッピークローバー」に相談してください。

### 子どもの権利相談員紹介

子どもからの相談電話をしっかり受けとめる人です。いつでも、何度でもお話を聞きます。また、学校へ行って、子ども相談センターのお話をします。

#### 立川 隆一（たちかわ りゅういち）



皆さんが安心して悩み、楽しく生活できるようお手伝いしたいと思っています。気軽に電話ください。

#### 原 典代（はら みちよ）



悩んだり、誰かと話したりしたいとき、いつでも電話してください。あなたの味方になりたいです。

### 愛称「ハッピークローバー」に決定！

昨年9月に、宗像市子ども相談センターの愛称を募集したところ、692点の応募がありました。たくさんの応募の中から「えみるん」「こっころ」「ハッピークローバー」の3点が最終選考に残り、11月3日の「子どもまつり」で来場した子どもたちによる決選投票を行いました。その結果、「ハッピークローバー」に決まりました。この名前は、「相談したことが解決したら嬉しくなると思うし、悩み事なく幸せになってほしいから」との思いがこめられているそうです。本当に、子どもたちの悩みが解決し、ハッピー（幸せ）になるように活動していきたいと思います。

#### こんな相談していいの？

- ・ 友だちから悪口を言われた・・・
- ・ お父さんとお母さんがケンカばかりしてる・・・
- ・ どうして勉強しなければならないの？
- ・ ゲームばかりしていたらだめなのかな・・・
- ・ 学校へ行くとおなかがイタくなる・・・



どんな内容でも大丈夫！  
一人でなやまないで、気軽に電話してください！



## (5) その他の活動

### ① 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2013in 松本への参加

日時：平成 25 年 10 月 19 日（土）～20 日（日）

場所：長野県松本市中央公民館

内容：第 1 部 特別講演「子どもの暮らしと学びを支える韓国京畿道の挑戦」  
第 2 部 シンポジウム「子どものいのち・くらし・学びを支えるまちづくり」  
分科会 第 1：子どもの相談・救済 第 2：子どもの虐待防止  
分科会 第 3：子どもの居場所 第 4：子ども参加  
第 5：子ども計画 第 6：子ども条例

※ 第 6 分科会「子ども条例」で宗像市子ども基本条例について報告しました。

※ 子どもの権利救済委員 3 名、子どもの権利相談員 1 名、事務局員 1 名、子ども育成課職員 1 名が参加しました。

### ② 子どもにやさしいまちづくり市民フォーラムへの参加

日時：平成 25 年 11 月 30 日（土）～12 月 1 日（日）

場所：福岡市婦人会館（あいれふ）

※ 第 4 分科会「子どもが安心して声を出せる・それを受け止める制度とは」で、救済制度を持つ、県内 3 市町とともに、むなかた子どもの権利相談室の取り組みを報告しました。子どもの権利救済制度のある福岡県内の市町村ネットワークができつつあります。

### ③ 救済委員による職員研修会（カウンセリングワークショップ）の開催

日時：平成 26 年 2 月 14 日（金）17：30～19：30

場所：宗像市役所北館 2 階 203 会議

対象：宗像市子ども部子ども家庭課及び発達支援センター職員 15 名  
（子ども家庭課母子保健係、発達支援センター発達支援係、家庭児童相談員、子どもの権利相談員等）

テーマ：カウンセリングマインドについて

講師：市川雅美救済委員

※ 職員・相談員のカウンセリングマインド、スキルの向上を図るために開催しました。

### ④ 青少年居場所づくり事業「JAM」への参加

宗像市子ども基本条例に基づく施策の一環である、青少年居場所づくり事業「JAM」へ相談員が参加しています。毎月 1 回、体験活動を通して、子ども同士の交流を図っています。支援スタッフへ、「子どもの見方・子どもへの声のかけ方」等について講話しました。

### ⑤ 不登校を考える「かたつむりの会」への参加

隔月、土曜日に開催される保護者の会に相談員・事務局員が参加しています。不登校に悩む親や家族の気持ちを理解し、寄り添う支援をしています。

## 5. 子どもの権利救済委員からのメッセージ

### 「一年間の振り返りとこれからの目標」

小坂 昌司 代表救済委員

平成25年4月から宗像市子どもの権利救済委員の一員として活動させていただきました。制度ができて初代の救済委員として活動できたことを大変喜ばしく、また、光栄に思っています。

ただ、できたばかりの制度ということで、子どもの相談をどうやって受けたいのか、また、相談された問題をどのように解決していったらいいのか、迷うことばかりでした。幸い、子ども好きで、明るく熱心な他の救済委員や相談員に恵まれ、和気藹々と、また、時には真剣に議論をしながら一緒に考え、なんとか1年間を乗り切れたというところです。ところで、今年は子どもの権利条約が日本で適用されるようになってから20年目に当たります。

子どもは大人と比べれば弱い存在で、常に大人の都合でその権利が奪われ、場合によっては、戦争や飢餓などで生命さえも危険にさらされてしまいます。そうした子どもの生きる権利、成長する権利を保障するための世界共通の約束事として子どもの権利条約が定められました。

子どもの権利条約は、子どもを保護される対象と考えるだけでなく、子どもを権利の主体ととらえ、子ども自身が自分に関係する全てのことに意見を述べることを保障し、大人は子どもの意見を尊重することを求めています。大人が一方向的に「こうするのが子どものためだ。」と考えて決めてはいけないということです。

子どもの意見を尊重しながら、どのように、子どもを守っていくのか、子どもの権利条約は、大人がそれを真剣に考えることを求めています。そして、こうした子どもの権利条約の考え方は、宗像市子ども基本条例にも大きな影響を及ぼしています。

権利救済委員の仕事は2年目に入りますが、子どもの権利条約20周年に当たる今年の目標として、どのようにして子どもの主体性を尊重しながら子どもの権利を守っていくのか、それを常に意識しながら権利救済の活動にとりくんでいきたいと思えます。

## 「子どもの権利救済と子どもの権利啓発を旨として」

山本 裕子 救済委員

宗像市子どもの権利救済委員（以後、救済委員と略します）の活動が始まって丁度一年が過ぎました。宗像市子ども基本条例が施行されたのは平成 24 年 4 月 1 日ですから、宗像市が子どもの権利促進に取り組んで既に 2 年が過ぎた事になります。この間、子ども達は自分の権利についてどのように学び、普段の生活の中にどう意識付けてきたのでしょうか。大変興味深いことです。

私は宗像市外に住んでいます。救済委員をお引き受けすると同時に、宗像市の歴史や文化、地理的環境、行政政策や教育、子どもを取り巻く環境などについて学ぶことから始めました。総体的に宗像市は、歴史や文化、第一次産業が豊かで、魅力的な自治体である事が分かりました。そしてまた子ども相談センターの下に、子どもたちを支援するネットワークが整えられ、活発な活動が継続されている事も知りました。宗像市の子ども達は、地域でとても大事に育てられているというのがこれまでの私の認識です。そのような中であって、この一年間に子どもの権利相談員に寄せられた相談実数は 67 件でした。

この数をどう読めばいいのか私には未だ分かりませんが、一人の子どもの苦悩は、その家族や親せき、友人、教師や学校、地域、行政機関など、多くの人たちとの繋がりの中で生じたものでした。また、多くの大人や子どもたちが一緒になって、苦しんでいる子どもを見守り、励まし、時には諭して、その子が安寧を取り戻せるよう手を携えておられる姿も見えてきました。救済委員の職務である「権利侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申し立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること」とされている権利救済のための出番は皆無でした。

ヨーロッパの国々の子どもの福祉に関する文献を見ていると、法律にも、実践現場のマニュアルの中にも、子どもの権利条約の順守が確固たる指針として据えられている事を見張ります。当然、子どもの権利を擁護するためのモニタリングシステム、教育やケアの質の確保、子どもの最善の利益の確保、違反した場合の罰則等についても規定されており、子どもの権利を形骸化させないシステムが整えられています。それは、ヨーロッパ諸国が歩んだ人権を巡る長い闘いの歴史が、人権の重さ、尊さを次の世代に教えてきたためなのではないでしょうか。人権をどう教え伝えるか、歴史から学ぶことも多いと思います。また大人が子どもと向き合っ人権や子どもの権利を語り、日常生活の中に生かしてこそ、それは子ども達の誇りとなり糧となるでしょう。子ども達の中に子どもの権利が浸透していくためには、一定の時間と熱意ある教育、啓発等が必要です。

救済委員の出番が少ない事を嘆くなかれ、です。相談員の皆さんとも力を合わせ、子どもの権利の啓発にも力を注ぎ、宗像市の子ども達が自分の権利を自分の言葉で語り、友達の権利も守れる人として成長する事を願って、次の一年を進みたいと思います。

## 「価値観（カチカン）」

市川 雅美 救済委員

宗像市子ども基本条例にあるように「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「意見を表明する権利」の4つの子どもの権利（詳細は「平成24年4月1日施行「宗像市子ども基本条例」を読んでくださいね）は、私たちの生活においてこれまで当然のことだと思っていました。が、実際に救済委員として活動していると、これら権利は当然ではなく、いまだ当然であるべき、なのであって、決して容易いことではないことに私は気づかされました。

子どもの権利を守る、または行使のお手伝いをするとき、私は自分の価値観（カチカン）と直面しなければなりません。なぜなら、我々個々人のカチカンはそれこそ多様であり、正解、正答、など最初から、いえ、常に存在していないからです。

子どもたちは、そして大人である私たちも常に評価にさらされています。これは「普通であること」「皆と同じであること」という曖昧なのに強固なカチカンにとらわれがちです。別の言い方をすれば、「普通でないことはよくないこと」「人とちがうのはよくないこと」という考え方です。ですが私たちは同時に「人とちがっているのがよい」「個性だからよい」というカチカンにもさらされています。戸惑うこともしばしばです。こうした中で、社会生活、人生経験が大人より（おそらく）短いであろう子どもたちが揺さぶれ過ぎることなく、子どもの権利を意識して日々やっていくというのは大変なことなんだと思います。「普通」であること自体にとってもエネルギーを費やしているのではないのでしょうか。

たとえば、学校に行くことは「普通」なのでしょう？もちろん、子どもには学ぶ権利があります。ですが、一方、子どもが多大な努力や工夫を強いられる場合があります。こうした「普通」であることの大変さは子どもだけではなく、私たち大人も日頃、実感していることではないのでしょうか。

大多数の人がもっているであろう価値観で、私たち他者に、いろんな事象に「レッテル」を貼ります。不登校、いじめ、虐待・・・確かに問題を解決するための方法論としてこれら「レッテル」は必要です。ただ、これら「レッテル」は時に、子ども自身、そしてその家族の解決に向けた動きをとめてしまうかもしれないこともどうか知っておいてほしいのです。未来、将来に発展的な可能性を秘めた子どもの存在を、今、もしくは過去で終わったもの、にしてしまう可能性だってあるのではないかと私は思うのです。「普通」「レッテル」にとらわれない多様な考え、カチカンをいかに持ち続けられるかが、子どもの権利を守り主張していくために大切ではないのでしょうか。

また、子どもが正しく権利を行使するにあたり、子どもにも役割があることも忘れてはなりません。自分と等しく他者の人権も大切に思うことや、他者の人権を侵害するようなことはしないこと、家族や社会といった関係を大事にし、それを維持すること・・・さて、これら役割を子どもたちが担うために必要なものはなんのでしょうか？私はやはり、カチカン、なのだと思います。自分、家族、他者、社会というさまざまな大小のつながりの中で、子ども自身が自分の肯定的な役割に気づき、見つけ、実行して行ってほしいですよ？カチカンに振り回されず、自分にとって、他者にとって、それぞれの家族にとって、意味のあること、有益なこととは何なのか、考え悩むことをおそれず大切にしたいものです。

## 6. 資料

- ・ 宗像市子ども基本条例
- ・ 宗像市子ども基本条例施行規

○宗像市子ども基本条例

平成24年3月30日

条例第13号

改正 平成25年3月28日条例第8号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第9条—第12条）

第4章 子どもにやさしいまちづくり（第13条—第17条）

第5章 啓発（第18条—第20条）

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第26条）

第7章 施策の検証（第27条）

第8章 雑則（第28条）

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子どもも自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかり受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人とのふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進め

ていくことを宣言し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - ウ 市内の学校に在学する者
  - エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。
  - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校
  - ウ 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する各種施設
  - エ その他子どもが関係する施設

### (責務)

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。

4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。

5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

## 第2章 子どもの権利

### (安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。
- (6) 健全な発達を阻害する環境から守られること。

### (自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。
- (2) 自分で考え、判断し、行動すること。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

### (豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 生活のリズムが守られること。
- (4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

### (意見を表明する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ば

す機会が得られること。

- (2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。
- (3) 意思決定に参加すること。
- (4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

- 2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。
- 3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

### 第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

- 2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。
- 3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。
- 4 保護者は、虐待その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。
- 5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。
- 6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」と認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

- 2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。
- 3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

- 2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。
- 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けてはならない。
- 4 子ども関係施設は、いじめ等の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整備しなければならない。

(市の役割)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
- 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
- 4 市は、虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。
- 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

#### 第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。

- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(子どもの居場所づくり)

第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じて、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。

- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めな

ればならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

## 第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日(以下「権利の日」という。)を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

## 第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

2 救済委員は、3人以内とする。

3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれない。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

（救済委員の職務）

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

（1）子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

（2）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。

（3）子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

（4）必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。

（5）前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

（2）人権について十分に配慮すること。

（3）関係機関等と協力すること。

（救済委員に対する支援及び協力）

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければ

ならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

## 第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例（平成25年条例第8号）に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平25条例8・一部改正)

## 第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。

（準備行為）

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○宗像市子ども基本条例施行規則

平成24年12月28日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市子ども基本条例（平成24年宗像市条例13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(兼職等の禁止)

第3条 条例第21条第1項に規定する宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）には、次に掲げる者を選任することができない。

- (1) 衆議院議員若しくは参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員
- (2) 市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は救済委員の公平かつ適切な職務遂行に利害関係を有する職業の者
- (3) 市内の学校の教職員その他市の子どもの直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者又はその職を退いてから3年を経過していない者

(代表救済委員)

第4条 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、救済委員の互選により定める。

2 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、他の救済委員がその職務を代理する。

(救済委員会議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集することができる。

- (1) 救済委員の職務執行の方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告に関すること。
- (3) その他救済委員の協議により必要と認めること。

(子どもの権利相談員)

第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 条例第21条第3項及び第22条第2項並びに第3条第1号及び第2号の規定は、相

談員について準用する。

3 相談員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
- (2) 救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
- (3) 子どもの権利の普及に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。  
(相談及び救済の申立て)

第7条 子ども、保護者、市民等及び施設関係者は、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）の受付は、救済委員及び相談員が行う。

（申立ての手続き）

第8条 救済の申立てを行おうとする者は、文書又は口頭により次に掲げる事項を申立てることとする。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談等の状況

2 文書による申立ては、救済申立書（様式第1号）を用いるものとする。

3 救済委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、第1項の事項について聴き取り、口頭救済申立書（様式第2号）に記録しなければならない。

（調査）

第9条 救済委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査するものとする。

ただし、その申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 裁判等により確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において争訟中又は行政庁において不服申立ての審理中である権利関係に関するとき。

- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。
  - (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは除く。
  - (5) 条例又は規則に基づく救済委員又は相談員の行為に関するとき。
  - (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
  - (7) 申立に具体的な権利の侵害が含まれないとき。
  - (8) 前各号に定めるもののほか、救済委員が調査することが適当でないと認めるとき。
- 2 救済委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合又は条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども及び保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、救済委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 3 救済委員は、第1項ただし書の規定により調査を行わない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければならない。
- (調査の中止等)
- 第10条 救済委員は、調査を開始した後においても、次に該当する場合は、調査を中断し、又は中止することができる。
- (1) 申立てが、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
  - (2) 申立人から救済申出取下げ書(様式第3号)が提出されたとき。
- 2 救済委員は、前項第1号により調査を中断し、又は中止したときは、申立人及び前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に対して、速やかに通知しなければならない。
- (市に対する調査等)
- 第11条 救済委員は、市に対して調査を開始するときは、あらかじめ通知しなければならない。
- 2 救済委員は、調査のために必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市に資料の提出又は説明を求めることができる。
  - 3 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための関係者間の調整(以下「調整」という。)をすることができる。
  - 4 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(市以外のものに対する調査等)

第12条 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市以外のものに資料の提出又は説明を求めることができる。

2 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、市以外のものに調整について協力を求めることができる。

3 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(身分証明書の提示)

第13条 救済委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書(様式第4号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告などの実施)

第14条 条例第22条第1項第4号の規定に基づく勧告又は要請は、書面により行う。

2 救済委員は、勧告又は要請を行ったときは、その概要を申立人等に通知する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

<p>救済申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先） 宗像市子どもの権利救済委員</p> <p style="text-align: center;">（申立人）                  氏 名 _____（ 歳）                  郵便番号 _____                  住 所 等 _____                  電話番号 _____                  救済を必要とする子どもとの関係 _____                  学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____</p> <p>宗像市子ども基本条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり子どもの権利の救済を申し立てます。</p>
<p>(1) 救済を必要とする子どもの氏名等</p> <p>氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____                  郵便番号 _____ 住所等 _____                  電話番号 _____ その他 _____</p>
<p>(2) 申立ての理由となった事実の概要</p> <p>①救済を求めることは、どのようなことですか。                  _____</p> <p>②いつ、どこで、起こったことですか。                  _____</p> <p>*どのような問題なのかを(6)で説明してください。</p>
<p>(3) 他の制度への相談・申立て等の有無 [ なし ・ あり ]</p> <p>（ありの場合、その制度名を記入） _____</p>
<p>(4) 添付資料の有無 [ なし ・ あり ( _____ 枚) ]</p>
<p>(5) 通知方法に関する希望 [ 文書 ・ その他 ( _____ ) ]</p>
<p>(6) 申立ての理由となった問題についての説明等</p> <p>_____</p>
<p>備考</p>

様式第2号（第8条関係）

口頭救済申立書 年 月 日	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第3項の規定により、子どもの権利の救済の申立てを口頭にて下記のとおり受け付けました。	
受付者 _____ 印 _____	
(1) 口頭により申し立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
(2) 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____	
(3) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことか。 _____ *どのような問題なのかを(7)に記述	
(4) 他の制度への相談・申立て等の有無 [ なし ・ あり ] (ありの場合、その制度名を記入) _____	
(5) 添付資料の有無 [ なし ・ あり ( _____ 枚) ]	
(6) 通知方法に関する希望 [ 文書 ・ その他 ( _____ ) ]	
(7) 申立ての理由となった問題についての説明等   	
備考	

様式第3号（第10条関係）

救済申出取下げ書	年 月 日
(あて先) 宗像市子どもの権利救済委員	
(申立人)	
氏 名 _____ ( 歳 )	
郵便番号 _____	
住 所 等 _____	
電話番号 _____	
救済を必要とする子どもとの関係 _____	
学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
年 月 日付で申請した申立てについては、次のとおり取り下げます。	
取り下げの理由	
備考	

様式第4号（第13条関係）

1 宗像市子どもの権利救済委員

（表）

5.5cm	身分証明書					
	号	横 2.5cm 縦 3.0cm				第
		職 名	宗像市子どもの権利救済委員			
		氏 名				
		生年月日	年	月	日	
		有効期限	年	月	日	
		上記の者は、宗像市子ども基本条例第21条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利救済委員であることを証明する。				
		年	月	日	宗 像 市 長	
	印					

9.0cm

（裏）

宗像市子ども基本条例（抜粋）	
（子どもの権利救済委員）	
第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。	
（救済委員の職務）	
第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。	
(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。	
(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。	
(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。	
(4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。	
(5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。	

## 2 宗像市子どもの権利相談員

(表)

5.5cm	身分証明証		第
	号	横 2.5cm 縦 3.0cm	
	職 名	宗像市子どもの権利相談員	
	氏 名	名	
	生年月日	年	月 日
	上記の者は、宗像市子ども基本条例施行規則第6条第1項の規定に基づき宗像市子どもの権利相談員であることを証明する。		
	年	月	日
印		宗 像 市 長	

9.0cm

(裏)

宗像市子ども基本条例施行規則（抜粋）
（子どもの権利相談員）
第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。
2 略
3 相談員は、次に掲げる職務を行う。
(1)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
(2)救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
(3)子どもの権利の普及に関すること。
(4)前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。

平成 25 年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿

職 名	氏 名	職 業 等
子どもの権利代表救済委員	小坂 昌司	弁護士 (福岡県弁護士会)
子どもの権利救済委員	山本 裕子	社会福祉士 (西南学院大学人間科学部 社会福祉学科教授)
子どもの権利救済委員	市川 雅美	臨床心理士 (市川カウンセリングオフィス)
子どもの権利相談員	立川 隆一	臨床心理士
	原 典代	教育経験者
事務局員	中村 修	子ども家庭課課長
	甲斐田 修	子ども家庭課子ども家庭係長
	佐藤 香織	子ども家庭課子ども家庭係主任主事



平成25年度 宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書

平成26年6月発行

発行：宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室

住所：〒811-3492

福岡県宗像市東海一丁目1番1号（宗像市役所西館1階）

電話：0940-36-9094

FAX：0940-37-3046

（子ども専用フリーダイヤル）0120-968-487